

前回定例会（平成 24 年 8 月 1 日）以降の行政の動き

平成 24 年 9 月 5 日
新潟県原子力安全対策課

1. 安全協定に基づく状況確認等

- 月例状況確認〔県、柏崎市、刈羽村〕（8月9日）
〔主な確認内容〕
 - ・ 7号機 主排気筒放射線モニタサンプリング配管の状況
 - ・ 7号機 スタックモニタ室の状況
- 年間状況確認〔県、柏崎市、刈羽村〕（8月2日）
〔主な確認内容〕
 - ・ 平成 23 年度の運転保守状況
 - ・ 品質保証活動への取り組み状況
 - ・ 津波対策等の実施状況

2. 技術委員会の開催（国会東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書について）

8月24日、平成24年度第2回技術委員会を開催しました。

技術委員会では、国会、政府、民間及び東電の調査・検証報告を基に、福島第一原子力発電所による原子力災害の原因と事故対応における課題・問題点の検討を進めることとしています。

今回の技術委員会では、元国会事故調の田中三彦委員、野村修也委員から、同委員会の報告書についてご説明をいただき、議論していただきました。

3. 国民保護訓練の実施（前回実施予定としてお知らせ済み）

8月21日、県職員を対象として、県庁内で原発テロを想定した国民保護訓練（図上訓練）を実施しました。〈担当：危機対策課〉

4. 新潟県防災会議の開催

8月29日、平成24年度第1回の防災会議が開催され、新潟県地域防災計画（原子力災害対策編、震災対策編、風水害対策編）等が承認されました。

5. 平成 23 年度環境監視調査結果の評価案について

新潟県及び東京電力は、柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の放射線及び温排水の影響を把握するための調査を実施し、毎年、調査結果を取りまとめ、専門家等で構成する新潟県原子力発電所周辺環境監視評価会議において総合評価を受けて公表しています。

現在、平成 23 年度の調査結果の評価案について、県民の意見を募集しています。

詳しくは県のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.niigata.lg.jp/housyanoutaisaku/1343336497925.html>

〈担当：放射能対策課〉

6. 放射性物質の循環に関する実態調査・検討委員会

8月27日、第2回の調査・検討委員会を開催し、第1回で重点的に調査すべきと提言があった項目（河川水、海底土、キノコ等）の調査結果（速報）について報告し、委員から以下のご意見をいただきました。引き続き調査を継続します。

<委員ご意見>

- 放射性セシウムは細かい粒子に付着しやすく、海底土等に付着したものは溶出しにくい傾向にある。
- 河川沖の放射性セシウムの拡散状況を把握するため、調査地点を増やして欲しい。
- 今後の調査についても、今までどおり、住民目線で調査を継続していくことが重要。
- キノコ等において、放射性セシウム濃度が蓄積しやすい種類を確認することが住民の判断材料につながる。等

<担当：放射能対策課>

7. その他

- 8月10日：報道発表〔7号機主排気筒モニタサンプリング配管の不具合〕

本日、東京電力から、柏崎刈羽原子力発電所7号機（定期点検により停止中）で8月1日に確認された主排気筒の放射能モニタサンプリング配管接続部のボルト欠落に関連し、その隙間から空気を吸引していたものの外部への漏洩はないことを確認したとの連絡がありました。

これにより、本来、測定すべき排気が流入した外気により薄められたため、排気筒で実際に計測した放出量を約1.6倍に補正する必要性が生じたとの報告を受けました。

東京電力によれば、補正後の測定値から発電所周辺における平成23年度の1年間の被ばく線量を試算すると0.000000067ミリシーベルトとなるとのことでした。

今回の被ばく線量の試算値等について、新潟大学理学部長 工藤久昭 教授から内容を確認いただき、次の評価をいただきました。

県から東京電力に対し、ボルト欠落の原因等について調査を求めるとともに、一層厳格な放射線監視を行うよう要請しました。

<新潟大学理学部長 工藤久昭 教授の評価>

補正後の放出放射線量から試算した被ばく線量は、自然界から1年間に受ける放射線量（2.4ミリシーベルト）の約3,600万分の1に相当するものであり、柏崎刈羽原子力発電所からの周辺への影響は無視できるものと考えられる。

しかし、放射線モニタリングにこのような不具合が見過ごされたことは重要な問題であり、東京電力には、一層の厳しい観測態勢を望む。

原子力災害対策編の主な見直しポイント

※ 広範囲に放射性物質が拡散するような事故を想定し、以下の見直しを行う。

1 防災対策の広域展開

① 県内全域における原子力防災対策の実施

* 防災対策エリアを県内全域まで拡大し、柏崎刈羽原発からの距離に応じて防災対策を実施(1章3節)

② 広域的な環境放射線モニタリング体制の確保

* モニタリング設備の広域配置や、代替電源等の確保による緊急時モニタリング体制の充実(2章10節,3章4節,4章2節)

③ 緊急被ばく医療対策の広域拡大

* 被ばく医療機関の追加や、安定ヨウ素剤の分散備蓄等、緊急被ばく医療対策の拡大実施(2章11節,3章8節)

2 実効性のある避難対応

① 多様な避難手段を活用し、近隣県も視野に入れた広域避難の実施

* 自家用車、バス、鉄道、船舶等、避難手段の確保策を含めた広域避難体制の整備(2章13節,3章6節)

* 即時避難区域・避難準備区域内は、30km圏外への住民避難を実施し、近隣県への避難も想定(2章13節,3章6節)

② 県による広域避難の調整・指示と受入市町村による避難所運営等

* 広域避難を想定した知事による避難調整・避難指示や、市町村長による避難指示(3章6節)

* 避難市町村ごとの受入市町村は、県が事前に候補地を選定した上でマッチング(2章13節,3章6節)

* 初動期の避難所運営・避難者ケアは、受入市町村が実施(3章6節)

* 避難所・屋内待避所については、必要に応じ、原子力災害に備えた機能を付加(2章12節)

3 平時からの備えの充実

① 実効性のある防災訓練の実施

* 地震やテロ攻撃に起因する原子力災害、広域避難や住民参加など、想定・項目を工夫して訓練を実施し、第三者による事後評価を踏まえて内容を改善(2章9節)

② 防災研修の広域展開と平時からの防災知識の普及

* 県内全域において、市町村、消防機関、町内会等の防災リーダーを対象に研修を実施するほか、平常時から住民向けの原子力防災知識の普及に努める。(2章7節,8節)